

# 委託業務処理要領

1 業務名 道立ゆめの森公園センターゾーン芝生維持管理委託業務

## 2 対象範囲

- (1) 場所 中標津町北中2番5
- (2) 施設名 道立ゆめの森公園
- (3) 対象区域 センターゾーン

3 対象面積 167,120 m<sup>2</sup> (うち 芝刈面積 39,950 m<sup>2</sup>)

※詳細は、別紙「芝生維持管理業務に係る業務場所・業務面積・業務回数指示書」参照

## 4 業務内容

以下、3業務について、別紙「芝生維持管理業務に係る業務場所・業務面積・業務回数指示書」にあるとおりの場所、面積、回数、時期にて実施すること。

- (1) 芝刈業務 刈高は4cm以内とする。
  - (2) 施肥業務
  - (3) 追播業務 (目土、エアレーターを含む。)
- (除草業務は除外)

## 5 作業に係る注意事項

- (1) 作業を実施する際は、事前に管理事務所に連絡し、日程調整を行うこと。
- (2) 樹木の根元等の草刈は、樹木を損傷させないように十分注意を払うこと。
- (3) 必要な箇所は、ブラシカッター刈にて丁寧にしあげること。
- (4) 公園の利用者及び車両等に十分注意を払い、作業を実施すること。
- (5) 作業を実施する者は、一般の利用者に作業員であることがわかるように、腕章等を着用するように努めること。
- (6) 必要に応じ、草刈後は集草し、廃棄すること。また、作業中のゴミの処理を行い、良好な芝管理に努めること。
- (7) 必要に応じ、管理事務所備品の「ハンドル式自走芝刈機」及び「手動式自走芝刈機」を各1台ずつ貸し出す。但し、燃料補給、使用中の修理修繕、使用後の洗浄等は、一切使用業者側が行う。
- (8) その他、本業務に係る材料、消耗品、機材、燃料代等は、一切業者が負担するものとする。ただし、芝の張替補修の必要が生じた時は、芝代、補修代等について管理事務所長と別途協議し、決定する。

## 6 提出書類

- (1) 作業実施計画表
- (2) 作業実施写真 (各作業ごと、作業標識入り)
- (3) 業務着手届・業務完了届
- (4) 業務委託処理担当届
- (5) その他、必要な書類

## 委託業務処理要領

1. 業務名 道立ゆめの森公園ボイラー保守点検委託業務

2. 対象範囲 ○業務履行場所 中標津町北中2番地5  
○施設名 道立ゆめの森公園  
○施設及び設備 バコティンヒーター（タクマ製）2台  
○型式・機種 HKFL-300HH型

3. 業務内容 (1) 定期点検業務

ボイラー春期運転終了後（6月）に、下記の作業を年1回実施する。

- |                 |    |
|-----------------|----|
| ① バーナー分解清掃      | 2台 |
| ② 煙管及び炉内清掃（水洗い） | 2台 |
| ③ 燃焼調整点検        | 2台 |
| ④ バーナー用ノズル取替え   | 4個 |

(2) 保守点検業務

通報等による緊急な修理及び調整点検 随時

4. 業務期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日

5. 提出書類 当該点検または、修繕の結果を記載した書面を提出すること。

## 委託業務処理要領

1. 業務名 道立ゆめの森公園マンホールポンプ保守点検委託業務

2. 対象範囲 ○業務履行場所 中標津町北中2番地5

○施設名 道立ゆめの森公園

○施設及び設備

汚水汚物ポンプ : 新明和水中汚水汚物ポンプ CW型 2箇所

雨水マンホールポンプ : 新明和水中汚水汚物ポンプ CN型 1箇所

3. 業務内容

(1) 定期点検業務

年1回のポンプ引き上げ点検整備業務（オイル交換、異音検査等）の実施。

(2) 故障時点検業務

故障発生時におけるポンプの引き上げ点検の実施。

(3) 巡回点検業務

巡回点検実施。

① NO. 1マンホールポンプ：4月から3月までの12回

② NO. 2マンホールポンプ：4月から3月までの12回

③ 雨水マンホールポンプ：9月の1回

※ i ポンプ引き上げに使用する、クレーン付トラック等の機材は、すべて受託業者が準備する。

ii 定期点検、故障時点検、巡回点検時に必要なオイル等の消耗品、材料等は、すべて受託業者が準備する。

4. 業務期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日

5. 提出書類 当該点検または、修繕の結果を記載した書面を提出すること。

## 委託業務処理要領

1. 業務名 道立ゆめの森公園噴水・池循環設備保守点検業務

2. 対象範囲

(1) 業務履行場所 中標津町北中2番地5

(2) 施設名 道立ゆめの森公園

3. 設備概要

・井戸ポンプ盤 (×1)	・噴水動力盤 (×1)
・循環動力盤 (×1)	・井戸ポンプ (×1)
・直射ポンプ (×1)	・噴射ポンプ (×1)
・ジャンプ噴水ポンプ (×2)	・濾過用ポンプ (×1)
・噴霧ユニット (×1)	・UV殺菌燈 (×1)
・コンプレッサ (×1)	・カートリッジフィルター (×3)
・電動弁50 (×1)	・電動弁100 (×1)
・電動五方弁 (×1)	・電磁弁 (×6)
・砂ろ過機 (×1)	・銅銀殺菌器 (×1セット)
・噴霧ノズル (×100個)	・ジャンプー直射ノズル (×10本)
・直射用センサー (×2組)	・自動運転用電極 (×3箇所)
・操作バルブ (×56箇所)	・噴霧用鋳物目皿 (×100個)

4. シーズン開始作業

(1) 時期 4月下旬

(2) 作業内容

- ① 養生撤去作業
- ② 子牛の水飲み池清掃作業
- ③ 貯水槽内清掃作業
- ④ 井戸ポンプ盤点検
- ⑤ 噴水動力盤点検
- ⑥ 循環動力盤点検
- ⑦ 各ポンプ点検
  - ・水中ポンプ 3台
  - ・陸上ポンプ 4台
- ⑧ 電動バルブ点検 3台
- ⑨ 電磁弁点検 6台
- ⑩ 各バルブ操作点検
- ⑪ 子牛の水飲み水張調整作業
- ⑫ いかだの沼水張調整作業
- ⑬ 噴霧ノズル、直射ージャンプノズル点検 110本
- ⑭ 人体センサー点検 4箇所
- ⑮ 噴霧ユニット点検
  - ・フィルター交換 2本
  - ・オイル注入
- ⑯ 銅銀殺菌装置点検 (電極清掃)
- ⑰ システム試運転調整

5 シーズン終了作業

(1) 時期 協議による。

(2) 作業内容

- ① 子牛の水飲み水抜き・清掃・養生・シート囲い作業
- ② いかだの沼水抜き・清掃・養生・シート囲い作業
- ③ 噴霧用上水水抜き作業
- ④ 各排水管水抜き作業
- ⑤ 各バルブ調整操作作業
- ⑥ 貯水槽清掃作業
- ⑦ 地下ピット機械室各機器水抜き作業
- ⑧ 消耗部品チェック交換作業

6 特殊機材定期交換業務

管理事務所と協議の上、下記機材の交換業務を行う。

(1) ろ過機ろ材交換業務

<子牛の水飲みへ送る水をろ過するための機械内のろ材が、長期間の使用により汚濁、減少するため、ろ材を交換する>

(2) 銅銀電極交換作業

<子牛の水飲みへ送る水を殺菌する機械の電極が長時間の使用により磨耗するため、電極を交換する>

7 消耗部品代等の経費の負担

上記7以外の各業務及び点検作業時において、交換する必要がある消耗部品代、オイル代等は、すべて業者が負担するものとする。

8 業務期間 令和5年4月20日～令和5年11月15日

9 提出書類 各業務及び点検作業の結果を記載した書面を提出すること。

# 委託業務処理要領

1 業務名 道立ゆめの森公園コスモスゾーン芝生維持管理委託業務

## 2 対象範囲

- (1) 場所 中標津町北中2番5
- (2) 施設名 道立ゆめの森公園
- (3) 対象区域 コスモスゾーン

3 対象面積 8,120㎡

## 4 業務内容

- (1) 芝刈業務 1回

5 業務期間 令和5年7月1日～令和5年9月30日

## 6 作業に係る注意事項

- (1) 作業を実施する際は、事前に管理事務所に連絡し、日程調整を行うこと。
- (2) 樹木の根元等の草刈は、樹木を損傷させないように十分注意を払うこと。
- (3) 必要な箇所は、ブラシカッター刈にて丁寧にしあげること。
- (4) 公園の利用者及び車両等に十分注意を払い、作業を実施すること。
- (5) 作業を実施する者は、一般の利用者に作業員であることがわかるように、腕章等を着用するように努めること。
- (6) 必要に応じ、草刈後は集草し、廃棄すること。また、作業中のゴミの処理を行い、良好な芝管理に努めること。
- (7) その他、本業務に係る材料、消耗品、機材、燃料代等は、一切業者が負担するものとする。ただし、芝の張替補修の必要が生じた時は、芝代、補修代等について管理事務所長と別途協議し、決定する。

## 7 提出書類

- (1) 委託業務完了通知書
- (2) 草刈り実施写真（着手前及び完了後）

## 委託業務処理要領

1 業務名 道立ゆめの森公園除排雪委託業務

### 2 対象範囲

- (1) 業務履行場所 中標津町北中2番地5
- (2) 施設名 北海道立ゆめの森公園
- (3) 除排雪場所 別紙「除雪箇所図」のとおり

### 3 対象面積

- (1) 歩道部 463 m<sup>2</sup>
- (2) 駐車場 6,010 m<sup>2</sup>
- (3) 正面出入り口 928 m<sup>2</sup>
- (4) エントランス出入り口 733 m<sup>2</sup>
- (5) 管理用出入り口 802 m<sup>2</sup>
- (6) 園路 576 m<sup>2</sup>
- (7) メイン園路 5,228 m<sup>2</sup>                      計 14,740 m<sup>2</sup>

### 4 業務処理要領

#### (1) 作業計画

乙は、委託契約締結後、速やかに次の事項を記載した作業計画書を提出し、甲の承諾を得るものとする。

- ① 除雪機械等の配置計画
- ② 作業要員の構成及び作業命令系統
- ③ 除雪作業方法
- ④ 情報連絡体制

#### (2) 作業の安全管理

- ① 作業の実施にあたっての安全管理及び交通処理並びに作業に関する技術指導は、乙の責任において行うものとする。
- ② 作業の実施に伴い通行規制を行う必要があるときは、事前に甲に通知し、その指示を受けなければならない
- ③ 乙は、作業を実施する道路の付属物及び占用物件等の状況を常に確認し、事故の防止に努めなければならない。
- ④ 乙は、作業機械の安全を確保するため甲の指定する機械には、運転助手を同乗させなければならない。
- ⑤ 乙は、作業中は、作業機械に黄色回転灯及び「作業中注意」等の掲示板を取りつけ通行人及び通行車両等に作業中の危険を表示しなければならない。

#### (3) 作業実施前の準備

乙は気象に関する情報を集め、常に作業を実施出来るよう準備体制を整えておかなければならない。

#### (4) 除雪作業の実施

- ① 乙は、北海道立ゆめの森公園内の降雪量が概ね8cmに達した場合は、甲の指示を受け直ちに作業を実施しなければならない。
- ② 乙は、前項に定める基準に達した場合のほか、気象情報等を総合判断して、必要と認められるときは、甲と協議のうえ作業を実施することができる。

(5) 排雪作業の実施

- ① 甲は、排雪作業を実施しなければならない積雪状況に達したと判断されるときは、乙と協議のうえ、具体的な日時、場所、区間、方法等により作業を実施するものとする。
- ② 乙は、排雪作業を実施する場合、甲との協議に基づくバリケード、標識、工事灯及び交通整理員等を配置し、作業安全を確保しなければならない。
- ③ 乙は、現場の状況により委託契約に係る機械で作業の実施が不可能なとき、又は、契約機械の事故等により作業の実施が不可能になったときは、甲と協議のうえ、代替機械を使用することができる。

(6) 処理状況報告

乙は、除排雪業務を実施したときは、稼動機種及び稼動時間等を記載した除排雪業務実施報告書を甲に提出し、承認を得るものとする。

(7) 保険の加入

乙は、委託契約書第4条第1項に掲げる機械について、委託契約書第17条により、対人無制限、対物200万、搭乗者障害保険300万、免責3万円を担保として、任意の賠償保険に加入するものとする。

(8) その他協議事項

この委託処理要領に定めのない事項については甲乙協議して定めるものとする。



## IV 運営業務

### 1 施設利用計画

#### (1) 有料施設

施設名	利用者数(人)												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有料施設 パークゴルフ場	利用者数(人)	0	1,124	1,566	1,627	1,612	1,618	1,597	0	0	0	0	9,144
	うち減免数		33	33	34	34	33	33					200
	うち無料者数		33	33	34	34	33	33					200
	収入(千円)	0	403	411	413	413	415	415					2,470
合計	利用者数(人)	0	1,124	1,566	1,627	1,612	1,618	1,597	0	0	0	0	9,144
	うち減免数		33	33	34	34	33	33					200
	うち無料者数		33	33	34	34	33	33					200
	収入(千円)	0	403	411	413	413	415	415	0	0	0	0	2,470

注) 年次業務計画時には減免及び無料者数の内訳は記載不要であること

#### (2) 無料施設

利用区分	利用者数(人)												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
デジタルセンター・アリーナ	5,100	7,895	5,327	6,042	9,012	5,626	4,847	4,143	2,888	3,129	3,186	5,337	62,532
デジタルセンター・会議室	493	1,126	1,126	1,126	1,097	1,125	797	616	234	288	515	467	9,010
多目的芝生広場	0	50	149	136	111	134	75	36	0	0	6	0	697
イベント広場	0	15	15	15	15	15	15	0	0	721	926	412	2,149
センターゾーン	905	4,993	5,053	6,024	7,372	5,652	4,558	1,181	294	473	826	260	37,591
デイキャンプ場	0	253	294	241	180	151	130	0	0	0	0	0	1,249
翼とふれあいのゾーン	0	461	633	379	710	13,700	251	117	63	0	0	0	16,314
視察	0	2	2	2	2	0	0	0	0	0	6	0	14
合計	6,498	14,795	12,599	13,965	18,499	26,403	10,673	6,093	3,479	4,611	5,465	6,476	129,556

注) 利用区分は「デジタルセンター遊技場」、「多目的芝生広場」、「施設見学」など

総計 138,700

#### (3) 無料施設に係る利用者数のカウント方法

デジタルセンター・アリーナ	受付簿記入数千人以下: 受付人数 × (1. 2)、千人以上: 受付人数 × (1. 3) ※実数調査の結果に準拠
デジタルセンター・会議室	受付人数実数
多目的芝生広場	団体利用人数 + 午前、午後各1回カウント
イベント広場	冬季間のソリ、チューブ利用者: 実数カウント
センターゾーン	午前、午後各1回カウント
デイキャンプ場	受付人数実数
翼とふれあいのゾーン	受付人数実数 + 午前、午後各1回カウント
視察	受付人数実数